

CLAIR REPORT

フランス地方選挙のあらまし

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 105 (July 20, 1995)

Council of Local Authorities
for International Relations



財団
法人 自治体国際化協会

〒102 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルディング19階
TEL 03-3591-5483 FAX 03-3591-5346

目 次

はじめに	1
第1章 選挙のしくみ	2
第1節 選挙の類型	2
第2節 州議会議員選挙制度の概要	2
第3節 県議会議員選挙制度の概要	3
第4節 市町村議会議員選挙制度の概要	3
第5節 選挙についての法源	4
1 憲法	
2 選挙法等	
3 刑法、民法等	
4 判例	
第2章 選挙区と議員定数	6
第1節 州議会議員選挙の選挙区と議員定数	6
第2節 県議会議員選挙の選挙区と議員定数	6
第3節 市町村議会議員選挙の選挙区と議員定数	6
第3章 選挙権	8
第1節 選挙権の要件	8
第2節 選挙人名簿の登録	8
1 選挙人名簿登録の性格と内容	
2 選挙人名簿登録地	
(1) 一般原則	
(2) 例外	
3 選挙人名簿登録機関	
4 選挙人名簿登録申請の時期	
5 選挙人名簿の公表と異議	
6 選挙人名簿の確定	
7 選挙人名簿登録期間終了後の修正	
(1) 選挙人名簿の追加登録（その1）	
(2) 選挙人名簿の追加登録（その2）	
(3) 選挙人名簿の削除	
8 選挙人名簿登録についての監視	
(1) 県地方長官の監視	
(2) 選挙人の監視	
9 選挙カードの送付	
第4章 被選挙権	13
第1節 被選挙権の意味	13
第2節 州議会議員の選挙と県議会議員の選挙の被選挙権の要件	13
1 年齢要件を満たすこと	
2 選挙人名簿に登録されること	

3 住所等の要件を満たすこと	
4 兵役義務を果たしていること	
5 民事上の完全な能力を有すること	
6 一定の公職についていないこと	
(1) オンブズマンの職についていない者	
(2) その他一定の公職についていない者	
7 選挙・政治資金に関する犯罪を犯し刑に処せられた者でないこと	
第3節 市町村議会議員の選挙の被選挙権の要件	15
1 年齢要件を満たすこと	
2 その市町村の選挙人であることまたはその市町村に直接税を納稅していること	
3 兵役義務を果たしていること	
4 民事上の完全な能力を有すること	
5 一定の公職についていないこと	
(1) オンブズマンの職についていない者	
(2) その他一定の公職についていない者	
6 選挙・政治資金に関する犯罪を犯し刑に処せられた者でないこと	
7 解職された市町村議会議員にあっては解職されてから一定期間を	
していること	
第5章 立候補	18
第1節 立候補制度の意味	18
第2節 州議会議員の選挙の立候補届出	18
1 立候補届出の要件	
(1) 立候補届出の時期、内容	
(2) 供託金の支払い	
2 立候補の登録	
3 立候補届出の取り下げ	
第3節 県議会議員の選挙の立候補届出	19
1 第1回投票の立候補届出の要件	
(1) 立候補届出の時期、内容	
(2) 供託金の支払い	
2 第2回投票の立候補届出の要件	
(1) 立候補できる者の限定	
(2) その他の要件	
3 立候補の登録	
4 補充立候補	
5 立候補の辞退	
第4節 市町村議会議員の選挙の立候補	20
1 立候補届出の要件	
(1) 立候補届出の時期、内容	
(2) 第2回投票の立候補届出における名簿の修正	
2 立候補届出の登録	

3 立候補届出の取り下げ	
4 供託金の支払い	
第6章 兼職禁止	23
第1節 兼職禁止の意味	23
第2節 州議会議員、県議会議員、市町村議会議員に共通の兼職禁止	23
1 兼職の絶対的制限	
2 兼職の量的制限	
第3節 州議会議員、県議会議員、市町村議会議員の兼職禁止特例	24
1 州議会議員に固有の兼職禁止	
2 県議会議員に固有の兼職禁止	
3 市町村議会議員に固有の兼職禁止	
第4節 兼職禁止の職にある者が議員に当選した場合の効果等	24
第5節 議員に当選した者が当選後兼職禁止の職についた場合の効果等	24
第7章 選挙原因からみた選挙の種類と選挙期日	25
第1節 選挙原因からみた選挙の種類	25
1 議員の任期満了による選挙	
2 議員の任期満了以外の事由による選挙	
(1) 州議会議員選挙の場合	
(2) 県議会議員選挙の場合	
(3) 市町村議会議員選挙の場合	
第2節 選挙期日	26
1 州議会議員選挙の選挙期日	
2 県議会議員選挙の選挙期日	
3 市町村議会議員選挙の選挙期日	
第8章 選挙運動	28
第1節 選挙運動の期間	28
1 州議会議員選挙の選挙運動期間	
2 県議会議員選挙、市町村議会議員選挙の選挙運動期間	
第2節 選挙運動の方法の規制	28
1 ポスターの掲示	
(1) ポスター掲示場の設置数及び掲示規制	
(2) 掲示される選挙運動ポスターの寸法、色等及び掲示期間の終了	
(3) 必要経費の払い戻し	
(4) ポスター掲示に関する違反	
2 投票用紙、回状、ビラ等	
(1) 投票用紙	
(2) 回状	
(3) ビラ等	
3 選挙集会	
4 新聞・雑誌	
5 テレビ・ラジオ	
(1) 公共性による規制の違い	

(2) 番組編成の自由	
(3) 商業宣伝の利用の禁止	
6 スピーカー、自動車	
7 選挙についての世論調査の公表等の禁止	
8 電話	
9 ファックス	
10 その他禁止される選挙運動	
第3節 選挙運動収支に関する規制	33
1 規制の対象となる選挙	
2 規制される期間	
3 選挙運動支出の規制	
(1) 選挙運動支出の上限額	
(2) 選挙運動支出としてカウントされるもの	
(3) 選挙運動の支出上限額を超えた場合の制裁	
4 選挙運動の収入の規制	
(1) 寄付者の寄付額の制限	
(2) 寄付方法に関する規制	
(3) 寄付の受領の規制	
5 選挙運動収支取扱者の限定	
6 選挙運動収支報告書	
第9章 投票	37
第1節 投票の基本的な仕組み	37
1 投票の行われる日	
2 投票方法	
第2節 投票所	37
1 投票所の設置	
2 投票所に備え付けられるもの	
(1) 投票用紙	
(2) 投票用封筒	
(3) 投票用ボックス	
(4) 投票箱	
(5) 必要な台	
(6) 投票用機械を使用する場合の特例	
第3節 投票事務の執行	39
1 投票・開票管理事務所	
(1) 投票・開票管理事務所の構成	
(2) 候補者・候補者名簿の代表者の立ち会い	
2 投票事務の執行	
(1) 投票の開始時刻	
(2) 投票の終了時刻	
(3) 投票の一般的手続	
(4) 投票機械による投票手続き	

(5) 代理投票	
第4節 投票に関する公正さの確保	42
1 投票所の秩序維持	
2 投票に関する刑罰による公正さの維持	
3 投票・開票監視委員会による監視	
4 候補者または候補者名簿の代表者による監視	
第10章 開票	44
第1節 投票用紙による投票の場合の開票手続き	44
1 開票者の指名	
(1) 候補者または候補者名簿による指名	
(2) 投票・開票管理事務所長による指名	
2 開票台の配置	
3 開票者の配置	
4 投票総数の決定	
5 投票用封筒の封入	
6 投票の読みとり	
7 投票結果一覧表等への署名と送付	
8 疑問票の効力の判定	
9 有効投票数と各候補者・候補者名簿の獲得投票数の決定	
10 調書の作成	
第2節 機械による投票の場合の開票手続き	45
第3節 投票の効力の判定	45
1 各選挙に共通の投票の効力の判定	
2 州議会議員選挙の場合の無効の特例	
3 県議会議員選挙の場合の無効の特例	
4 住民数3,500人以上の市町村における市町村議会議員選挙の特例	
第4節 開票に関する公正さの確保	47
第11章 当選人の決定及び選挙結果の公表	48
第1節 州議会議員選挙における当選人の決定及び選挙結果の公表	48
1 投票方法	
2 議席の配分	
3 選挙結果の公表	
第2節 県議会議員選挙における当選人の決定及び選挙結果の公表	50
1 投票方法	
2 当選人の決定	
3 選挙結果の公表	
第3節 市町村議会議員選挙の当選人の決定及び選挙結果の公表	51
1 投票方法	
2 当選人の決定	
3 選挙結果の公表	
第12章 選挙訴訟	54
第1節 管轄裁判所	54

第2節 訴訟の対象	54
第3節 原告適格	54
1 州議会議員選挙の訴訟の原告適格	
2 県議会議員選挙の訴訟の原告適格	
3 市町村議会議員選挙の訴訟の原告適格	
第4節 訴訟の係属	54
1 州議会議員選挙の訴訟の係属	
2 県議会議員選挙の訴訟の係属	
3 市町村議会議員選挙の訴訟の係属	
第5節 訴訟提起の期間	55
1 州議会議員選挙の訴訟提起の期間	
2 県議会議員選挙の訴訟提起の期間	
3 市町村議会議員選挙の訴訟提起の期間	
第6節 判決	55
1 判決の期限	
(1) 国務院の判決の期限	
(2) 地方行政裁判所の判決の期限	
2 判決の効果	
第7節 その他	56
参考文献	57

はじめに

本レポートはフランスの地方選挙制度の概要をとりまとめたものである。フランスの地方公共団体は、州(*région*)、県(*département*)、市町村(*commune*)の3層構造であり、全て公選の議会を有しているのでその選挙を対象とした。しかしながら、地方公共団体の長は日本と異なり公選制ではないので取り上げていない。

なお、フランスには海外県、海外領土があるが、それぞれの特殊性からいろいろな特例が認められている。本レポートはフランスの地方選挙の一般的なしくみを解明することを目的としているので、海外県、海外領土のにおける地方選挙についてはとりあげていない。今後、研究が必要である。

また、本レポートでは1995年1月までの選挙法の改正をとりあげている。後でも触れるが、フランスの地方選挙制度もいろいろと改正が多い。今後ともその改正経緯を追っていく必要がある。

地方選挙の概要については第1章でまとめてある。まず、この章を読んでいただいた後で、興味のある部分を読んでいただきたい。各章については、独立して読んでいただいても理解できるように、選挙の各手続きに区切って説明してある。

本レポートはパリ事務所の石川上席調査役がとりまとめたものである。制度面の解説を念頭に置いたので選挙の実態まではフォローしていない。今後、地方選挙の実態についてまとめる必要があろう。

最後に、資料収集及びその内容の把握についてパリ大学留学中の黒瀬敏文氏に多大のご協力をいただいた。この場を借りてお礼を申し上げたい。

第1章 選挙のしくみ

選挙のしくみを知る上で大切なことは、選挙人の投票が当選人の決定にどう結びつくか（選挙の類型）を知ることである。これを説明した上で州議会議員選挙、県議会議員選挙、市町村議会議員選挙別にその概要を説明する。詳しくは、それぞれの章を参照されたい。最後に、これらの選挙を規制している法源について概説する。

第1節 選挙の類型

選挙の類型としては、個人に対する投票と候補者名簿に対する投票の2つに大別される。個人に対する投票方式のうち、1の選挙区について何人の当選人を予定するかによって、大選挙区制（複数の当選人を予定）、小選挙区制（一人の当選人を予定）に分かれる。この小選挙区制は今般改正された日本の衆議院議員の選挙区で用いられる方式である。一方、候補者名簿に対する投票については、いくつかの類型に分かれるが、その一つに拘束名簿式比例代表制がある。現在、日本の参議院議員の選挙で用いられており、これは政党等が候補者名簿を提出することにより立候補し、選挙人はこの候補者名簿に投票するが、その候補者名簿があらかじめつけた当選順位は変更することができず、また候補者名簿に候補者を追加したり削除できない（拘束名簿式という）という選挙制度である。当選人の数については各候補者名簿の得票率に応じて決定される。この拘束名簿式比例代表制の対極に位置するのが自由名簿式比例代表制である。自由名簿というように、選挙人はこの候補者名簿に投票するが、その候補者名簿があらかじめつけた当選順位を変更することができ、また候補者名簿に候補者を追加したり削除できるというものである。

第2節 州議会議員選挙制度の概要

選挙人は、18歳以上のフランス国民で、禁治産の宣告を受けておらず、また、犯罪を犯して選挙権を剥奪されていない者である。なお、選挙権行使には選挙人名簿（各選挙に共通）に登録される必要があるが、登録に当たっては職権登録ではなく、選挙人が申請しなければならない。

立候補（候補者名簿による）に当たっては被選挙権が必要であるが、これは、21歳以上のフランス国民で住所要件を満たし、かつ、兵役の義務を果たしており、民事上の完全な能力を有し、一定の公職に就いていないことが要請される。一定の犯罪を犯した場合には、刑に処せられると同時に被選挙権も剥奪される。なお、議員の兼職禁止も規定されている。ただし、日本と異なり、2つまでは議員を兼職できる（例えば州議会議員は下院議員も兼ねることができる）。

また、議員の任期は6年間であり、選挙は3月に行われ、議員全員が改選される。

州議会議員選挙の選挙制度は日本の参議院議員選挙における拘束名簿式比例代表制と同様である。ただし、日本の参議院議員選挙（日本全国を1の選挙区とする）と異なり、選挙区は州ではなく、州の中にある県の区域とされている。立候補は候補者名簿でしか行え

す、選挙人は候補者名簿の修正をすることなく候補者名簿にのみ投票する。1回の投票でその得票率に比例して当選人を決める。

選挙運動については、ポスターなど選挙運動の方法の規制があるほか、選挙運動費用の制限もある。なお、投票用紙も重要な選挙運動手段であり、候補者名簿（ここでいう候補者名簿は「候補者の集合体」を意味し、候補者名簿を擬人化して用いている。ちなみに日本の参議院比例代表選挙における「名簿届出政党等」にあたる。）が用意し、選挙公営で配布される。

なお、選挙の公正さを確保するため、選挙訴訟が認められている。

第3節 県議会議員選挙制度の概要

選挙権等については州議会議員選挙と同様であるが、繰り返して説明する。

選挙人は、18歳以上のフランス国民で、禁治産の宣告を受けておらず、また、犯罪を犯して選挙権を剥奪されていない者である。なお、選挙権行使には選挙人名簿（各選挙に共通）に登録される必要があるが、登録に当たっては職権登録ではなく、選挙人が申請しなければならない。

立候補（個人による）に当たっては被選挙権が必要であるが、これは、21歳以上のフランス国民で住所要件を充たし、かつ、兵役の義務を果たしており、民事上の完全な能力を有し、一定の公職に就いていないことが要請される。一定の犯罪を犯した場合には、刑に処せられると同時に被選挙権も剥奪される。なお、議員の兼職禁止も規定されている。ただし、日本と異なり、2つまでは議員を兼職できる（例えば県議会議員は下院議員も兼ねることができる）。

また、議員の任期は6年間であり、選挙は3月に行われ、議員の半数が改選される。

小選挙区制で、かつ2回投票制である。第1回投票で有効投票の過半数の得票で、かつ選挙人名簿登録者の4分の1以上の得票をする者がいればその者が当選人となる。もしこのような当選人がいない時には、第2回投票で当選人を決定する。

選挙運動については、ポスターなど選挙運動の方法の規制があるほか、選挙運動費用の制限もある。なお、投票用紙も重要な選挙運動手段であり、候補者名簿が用意し、選挙公営で配布される。

なお、選挙の公正さを確保するため、選挙訴訟が認められている。

第4節 市町村議会議員選挙制度の概要

選挙権等については州議会議員選挙と同様であるが、繰り返して説明する。

選挙人は、18歳以上のフランス国民で、禁治産の宣告を受けておらず、また、犯罪を犯して選挙権を剥奪されていない者である。なお、選挙権行使には選挙人名簿（各選挙に共通）に登録される必要があるが、登録に当たっては職権登録ではなく、選挙人が申請しなければならない。

立候補（個人または候補者名簿による）に当たっては被選挙権が必要であるが、これは、18歳以上のフランス国民で、その市町村に住所を有するかその市町村への納税義務を果たしており、かつ、兵役義務を果たしており、民事上の完全な能力を有し、一定の公職に就いていないことが要請される。一定の犯罪を犯した場合には、刑に処せられると同時に被選挙権も剥奪される。さらに、市町村議会議員が解職された場合は解職後の一定期間、被選挙権はない。なお、議員の兼職禁止も規定されている。ただし、日本と異なり、2つまでは議員を兼職できる（例えば市町村議員は下院議員も兼ねることができる）。

投票方法及び当選人の決定方法は住民数の多寡で次のように大きく異なる。

ア 住民数が2,500人未満の市町村

これらの市町村の議会議員選挙の選挙制度は自由度が高い。そもそも立候補制度がないので、候補者または候補者名簿が用意する投票用紙については、候補者名簿のもの（議員定数と同数のものもあれば少ないものもある）、個人立候補のものがある。第1回投票で当選人が過半数の得票でかつ、選挙人名簿登録者の4分の1以上の得票をして当選できなければ、第2回投票において比較多数の者が当選人となる。

イ 住民数2,500人から3,500人未満の市町村

この市町村では、投票用紙においては議員定数と同数の候補者を記載しなければならないとされている以外はおおむね上記のアと同じである。

ウ 住民数が3,500人以上の市町村

候補者名簿による選挙である。ただし、第1回投票で有効投票の過半数を獲得した候補者名簿があるときは、まず総議席数の半分の議席をその候補者名簿に配分し、次に残りの議席を得票数に比例して各候補者名簿に配分しようという制度である。仮に、第1回投票で有効投票の過半数を得る候補者名簿がない場合には第2回投票が行われ、比較多数を得た候補者名簿にまず総議席数の半分を配分し、残りの議席を比例配分することになる。いわば、比例代表制と小選挙区制をミックスさせたような制度である。

選挙運動については、ポスターなど選挙運動の方法の規制があるほか、選挙運動費用の制限もある。

なお、選挙の公正さを確保するため、選挙訴訟が認められている。

第5節 選挙についての法源

選挙についての法源は次のとおりである。

1 憲法

憲法で地方議会の議員の選挙について定めているのはつぎのとおり。

・憲法第3条第3項：普通、平等、秘密選挙の原則を明記

　　第3条第4項：成年のフランス国民に選挙権を保障

　　第34条第3項：地方議会の選挙制度を法律事項とする

2 選挙法(Code électoral)等

いわゆる、選挙法はフランスの選挙全般について定めている法律で日本の公職選挙法に当たるものである。そのほか、いわゆる命令としてのデクレ(*décret*)、アレテ(*arrêté*)等も重要な法源である。

3 刑法、民法等

刑法については、選挙犯罪等を規定している。また、民法については民事上の無能力等を規定している。そのほかいくつかの法律において選挙に関係する規定がある。

4 判例

選挙に関しては多くの判例が出されており、それも重要な法源を構成している。

第2章 選挙区と議員定数

この章では選挙の行われる単位としての選挙区（その区域で選挙人は投票し当選人を決定する）と各議会の議員定数を説明する。

第1節 州議会議員選挙の選挙区と議員定数

州議会議員の選挙区は県である。そして、州議会議員の州における総定数と選挙区の議員定数は選挙法別表第7により定められており、その定数の見直しは人口の国勢調査の公表直後の通常国会の会期中に行われるとされる（選挙法第337条）。なお、議員総定数が最小の州はリムーザン(Limousin)の41人であり、最大の州はパリ市が含まれているイル・ド・フランス(Ile-de-France)の209人である。また、議員定数が最大の選挙区（県）はブーシュ・デュ・ローヌ(Bouches-du-Rhône)の49人であり、最小の選挙区（県）はオート・ザルプ(Hautes-Alpes)の4人である。

第2節 県議会議員選挙の選挙区と議員定数

県議会の選挙区は各県にある郡(canton)を単位とする。郡はフランス全体で4,000を数える。人口の移動があれば、選挙区（郡）の区域の修正、選挙区の削除・創設が必要となる。この場合は、法律ではなく、関係議員の協議の後に国務院の議を経たデクレ(*décret en Conseil d'Etat*)によって行われる。

第3節 市町村議会議員選挙の選挙区と議員定数

まず、市町村議会議員の定数は市町村法(*Code des communes*)第121条の2の規定によることとされており、それは次の表のとおりである。（ただし、例外的に、パリ市議会の総定数は163人、マルセイユ市議会は101人、リヨン市議会は73人とされている。）

市町村の人口区分		議員定数
	100人未満	9
100人以上	500人未満	11
500人以上	1,500人未満	15
1,500人以上	2,500人未満	19
2,500人以上	3,500人未満	23
3,500人以上	5,000人未満	27
5,000人以上	10,000人未満	29
10,000人以上	20,000人未満	33
20,000人以上	30,000人未満	35
30,000人以上	40,000人未満	39
40,000人以上	50,000人未満	43
50,000人以上	60,000人未満	45
60,000人以上	80,000人未満	49
80,000人以上	100,000人未満	53
100,000人以上	150,000人未満	55
150,000人以上	200,000人未満	59
200,000人以上	250,000人未満	61
250,000人以上	300,000人未満	65
300,000人以上		69

選挙区については、原則として、市町村の区域全体が一つの選挙区をなすが、次のア、イ、ウの場合には市町村の区域の中に複数の選挙区が生じることになる。

ア 市町村の合併の場合は旧市町村の要求があれば選挙区を構成する。

イ パリ市、マルセイユ市、リヨン市は行政区があるので1または複数の行政区が選挙になるとされており、その議員定数は選挙法別表2、3、4で定められている。当然、この議席配分は人口比例の原則が尊重されなければならないとされている。

ウ ア及びイ以外の場合は、県議会が選挙区の分割を行う。

この場合、当該県議会の議員、県地方長官、市町村議会または選挙人が選挙区の分割を提案して県議会がそれを決定する。

第3章 選挙権(droit de vote)

選挙権で重要なポイントは選挙権を有する者は誰か（選挙権の要件）、またその選挙権を有する者が実際に選挙権を行使するには選挙人名簿(liste électorale)の登録が必要となるが、その登録などがどのようにになっているのか（選挙人名簿の登録）である。これについては州議会議員、県議会議員、市町村議会議員で違いはない。

なお、例えば、外国に居住する者もフランスの国内の市町村の選挙人名簿に登録される。この場合、地方選挙の投票については、①選挙人名簿登録地の市町村に選挙人が戻ってきて投票するか、②後述する代理投票によって投票するかという2つの方法がある。

第1節 選挙権の要件

選挙権を有するためには次の4つの要件を全て充足する必要がある（選挙法第2条）。

- ・ 年齢が満18歳以上であること（投票日に満18歳になつていればよい）
- ・ フランス国籍を有すること
- ・ 民事上の権利及び公権を有し、かつ、法律に規定された無能力者でない者

これについては、具体的には、裁判所から禁治産者の宣告を受けておらず、全ての市民権を行使できること

- ・ 刑事裁判で有罪とされ選挙権を剥奪されていないこと

なお、1992年の選挙法の改正以前は破産者についても選挙権が剥奪されていたが、この改正法で1994年から破産者も選挙権を有することとなった。

第2節 選挙人名簿の登録

1 選挙人名簿登録の性格と内容

原則として、選挙人名簿に登録されることが選挙権行使の要件となる。また、選挙人名簿登録は義務であるとされる（選挙法第9条第1項）。しかしながら、これに違反しても罰則はない。また、一度登録されると以後は有効であるという点では日本と同じである（永久選挙人名簿）。日本と大きく異なる点は、フランスでは選挙人の申請によって選挙人名簿の登録が行われることである（日本では行政機関が職権をもって登録する。）。したがって、この申請に当たっては請求者が自らの身分を証明しなければならない（例えば、運転免許証やパスポートあるいは身分証明書等を提示する）。

選挙人名簿の登録内容は選挙人の氏名、生年月日、出生地、住所または居所（番地まで必要）を記載する必要がある（選挙法第18条、第19条）。

なお、投票の平等の原則から2以上の選挙人名簿へ登録させることは刑罰（1カ月以上1年以下の禁固及び360フラン以上10,000フラン以下の罰金）の対象となる（選挙法第86条）。

2 選挙人名簿登録地（どの市町村の選挙人名簿に登録してもらうか）

(1) 一般原則

選挙人は次の4つの市町村のうちの一つを選択して登録申請できる（選挙法第11条）。ただし、兵役のためその市町村にいない者についてはこの原則は適用されない。

ア 実際に住所を有する市町村

イ 6ヶ月以上居住している市町村（ただし、その市町村に居住する義務を有する公務員についてはこの市町村の選挙人名簿に登録する義務あり）

ウ 5回連続して市町村の直接税を納めている場合はその市町村

エ 配偶者が選挙人名簿に載っている市町村

(2) 例外

次のア、イ、ウの場合は(1)の一般原則によらないで例外的に選挙人名簿登録地を申請人が選択できる。

ア 外国に住んでいるフランス人は領事館に登録されることを条件に次の選挙人名簿登録地を選択できる（選挙法第12条）。

（ア）出生地の市町村

（イ）最後の住所地の市町村

（ウ）最後の居住地（少なくとも6ヶ月以上居住）の市町村

（エ）尊属のうちの一人の出生地または選挙人名簿登録地の市町村

（オ）子孫のうちの一人の選挙人名簿登録地の市町村

イ 職業軍人、契約による軍人は上述のアの市町村を選択できる（外国にいるフランス人と同じ）。また、その市町村がフランス領土に存在しない場合には徴兵局の住所地の市町村に登録できる。（選挙法第13条）

ウ 船上の生活をする船員及びその家族は例えばパリ市の12区、ナント市、ボルドー市、マルセイユ市、リヨン市などのうちの一つに選挙人名簿登録できるという特例措置がある（選挙法第15条）。

3 選挙人名簿登録機関

選挙人名簿を調製する機関は管理委員会(*commission administrative*)と呼ばれる機関である（選挙法第17条）。この管理委員会は毎年の9月1日から12月31日まで選挙人名簿の調製について検討を行う。また、管理委員会は投票・開票事務を執行する投票・開票管理事務所(*bureau de vote*)ごとに設置される。管理委員会の構成は市町村長、県地方長官または郡長によって指名された一人の行政代表委員、大審裁判所（*grande instance*；日本の地方裁判所に当たる）によって指名された一人の代表委員である。なお、10,000人以上の市町村の場合はこの行政代表委員は利害関係を有する市町村議会議員であってはならない。

4 選挙人名簿登録申請の時期

選挙人名簿登録申請については12月31日まで市役所・町村役場において受理される（選挙法施行規則第5条）。この日が仮に土曜日であっても受理される。

登録申請については、原則として、本人が出頭して行うわけであるが、自ら出頭できない場合は書留郵便で申請できる。また、代理人によって申請もできる。

選挙人名簿は2月の最終日に閉じられ（すなわち以後は原則として修正されない）、県地方長官のもとへ送付される。この後の選挙は全てこの選挙人名簿をベースにして行われる。

5 選挙人名簿の公表と異議

管理委員会は毎年1月1日から9日までの間に追加、削除についての修正一覧表を作成し、1月10日に市役所・町村役場に提出する。その日に一覧表は定例の場所に10日間貼られる（つまり1月10日から選挙人は修正一覧表を見ることができ、またそのコピー・印刷物入手することができる。）

管理委員会による選挙人名簿登録の職権抹消の場合、またはその登録について異議が出されている場合は、その選挙人は無償で市町村長からその旨通知されるし、これについて異議を申し立てることができる（選挙法第23条）。また、利害関係を有する選挙人は小審裁判所（tribunal d'instance；軽微な案件について裁判する裁判所。原則として郡(canton)単位に置かれる。）に登録拒否について出訴できる（選挙法第25条第1項）。

6 選挙人名簿の確定（選挙人名簿登録期間の終了）

毎年の2月の最後の日に管理委員会は修正一覧表を県地方長官に送り、選挙人名簿を確定する（つまりこの日以後は原則として修正されない）。選挙人名簿は一つのものに統合され市町村の記録保管所に保管され、全ての選挙人、候補者、政党・政治団体は市町村役場、県地方庁でその選挙人名簿を見ることができ、またコピー入手する事ができるが、営利目的で利用することはできない（選挙法第28条）。

7 選挙人名簿登録期間終了後の修正

選挙人名簿は毎年2月の最終日以後（選挙人名簿登録期間終了後）は原則として変更されない（上述6）。しかしながら選挙人名簿登録期間終了後でも選挙人名簿を修正する場合がある。修正を行う機関は管理委員会である（選挙法第40条）。

（1）選挙人名簿の追加登録（その1）

登録期間終了後であっても次に掲げる者については選挙人名簿に追加登録できることとされている。この場合には、申請者が市町村役場に必要な証明書を添付の上、選挙の投票日の10日前までに申請した場合に登録が行われるなど必要な手続きが定められている（選挙法第30条から第33条等）。

ア 選挙人名簿登録期間終了後に退職した公務員及びその家族

イ 選挙人名簿登録期間終了後に兵役を終了した者、除隊した者、動員を解除された者、民間人に復帰する際住所を変更した軍人（家族は含まない）

ウ 選挙人名簿登録期間終了後に選挙権年齢に達した者

エ 選挙人名簿登録期間終了後にフランスに帰化した者

オ 裁判によって選挙権を剥奪された者が復権したとき

(2) 選挙人名簿の追加登録（その2）

選挙事務手続き上の単純なミスによって選挙人名簿に登録されていないと主張する選挙人は小審裁判所に出訴でき、小審裁判所は投票日までに判決をすることとされている（選挙法第34条）。

(3) 選挙人名簿の削除

次の4つの場合は職権で選挙人名簿から選挙人を削除することになる。

ア 選挙人が死亡した場合

イ 裁判所による判決により選挙権を剥奪された場合（例えば犯罪を犯し処罰されたとき）

ウ 複数の選挙人名簿に登録されている場合

選挙人名簿登録期間終了後においても選挙人が複数の選挙人名簿に現実に登録されている場合（選挙法第10条で選挙人は一つの選挙人名簿しか登録されないとされているが）には、市町村長はその選挙人に対して配達証明付きの書留により、最後の市町村の選挙人名簿への登録が有効であり、残りの選挙人名簿については削除する旨を通知するなど所要の手続きを進めることとなる（選挙法第39条第2項等）。

エ 選挙人の住所または居住地の変更

選挙人名簿登録の要件を充足しなくなるので削除されることとなる。ただし、5回連続して市町村の直接税を納めている者は住所等を移しても、その税を納めている所で選挙権を行使する旨を宣言していれば削除されない。

8 選挙人名簿登録についての監視

選挙人名簿作成は管理委員会が行うが、この適法性を確保するため、いろいろな角度からの監視が行われる。

(1) 県地方長官の監視

県地方長官は選挙人名簿の修正が必要な場合、あらゆる法的手段を行使してそれを行わせることとされ（例えば裁判所に訴える等）、刑法違反がある場合には検察官に対して告発することとされる（選挙法第38条、第25条第3項）。

(2) 選挙人の監視

選挙人のうち管理委員会の決定（例えば登録を拒否）の対象となっている当事者は当然のことながら裁判所に出訴できることとされるが、その市町村の選挙人名簿に登録された選挙人であれば当事者でなくとも選挙人名簿の登録・抹消の請求ができることとされる（選挙法第25条第2項）。

9 選挙カードの送付

選挙人名簿に登録されると二重投票防止のため、選挙カード(*carte électoral*)が市町村長の責任で作成され、選挙人に送付される（選挙法規則第23条、第24条）。このカードを投票の時に提示できないと、原則として投票が拒否される（日本で投票前に送られてくるはがきとは意味が異なる。はがきを所持していない日本では当然に投票でき

る。）が、選挙人が選挙カードを紛失した場合の救済措置も規定されている（選挙法規則第25条）。

この選挙カードは少なくとも投票日の3日前までに選挙人に送付されなければならない。この選挙カードは1回限りのものではなく、何回分かの投票がこのカードでできるようになっている。

なお、この選挙カードに関する違法（例えば選挙カードの送付が遅れた場合など）については、それが選挙の結果に影響を及ぼすようなときは選挙無効となる。

第4章 被選挙権(éligibilité)

第1節 被選挙権の意味

被選挙権を有するということは、有効に立候補できるし、また、投票されうるということを意味する。逆に言えば、被選挙権がないと、最初の段階で選挙の土俵から排除されてしまうことになる。第6章の兼職禁止との違いについては、兼職禁止に該当する場合でも有効に立候補でき当選人となれることである（当選した後で、兼職禁止となっている職をやめるかどうかを選択することが必要となる）。

それでは、選挙後に生じた原因により被選挙権を失ったときはどうなるであろうか。この場合は、辞職を宣告されることになる（選挙法第205条、第236条、第341条）。すなわち被選挙権は立候補などに必要とされるだけでなく、議員としての地位の存続要件でもある。

第2節 州議会議員の選挙と県議会議員の選挙の被選挙権の要件

州議会議員と県議会議員の被選挙権については次の要件の全てを満たすことが必要である。

1 年齢要件（選挙法第194条第1項、第339条第1項）を満たすこと
満21歳以上である必要がある。

2 選挙人名簿に登録されること（選挙法第194条第2項、第339条第2項）

その州（州議会議員の選挙の場合）またはその県（県議会議員の選挙の場合）の1の市町村の選挙人名簿に登録される必要がある。ただし、実際に登録されていなくても登録されるべき者であることを証明すればよい。当然のことながら、選挙人名簿に登録されるための要件が必要となる（例えば刑の執行を受けて選挙権を剥奪されている者は選挙人名簿に登録されないので被選挙権はない。）。

3 住所等の要件（選挙法第194条第2項、第3項、第339条第2項）を満たすこと

住所等の要件も必要である。すなわち①管内の市町村に住所を有するか（セカンドハウスでは要件を満たさない。）または②選挙の行われる年の1月1日に管内の市町村の直接税の名簿に登録されている、また登録されるべきことを証明するか、または③その選挙の行われる年の1月1日までにその県の不動産を相続するか（③については県議会議員のみの特例）のいずれかに該当する必要がある。

なお、県議会議員についてはさらに特例があり、その県に住んでいない者の議員数は、県議会議員の総定数の4分の1を超えてはならないとされる。4分の1を超えるときは公開のくじで4分の1を超えて無効となる選挙（議員）を決める。

4 兵役義務を果たしていること（選挙法第45条）

この兵役義務に関しては、国会議員の選挙はその義務を完全に果たしていることが要請されるのに対し、地方公共団体の議会の議員の選挙の場合はその要件が緩和されている。

すなわち、兵役を完全に終了している必要はなく、また、徴兵猶予者も被選挙権行使するのである。

5 民事上の完全な能力を有すること（選挙法第200条、第202条）

保佐人（curatelle：この制度はいわば禁治産の程度までいかない半能力者を扶助する制度）に保佐されている者は被選挙権がない。当然のことながら禁治産者はそもそも選挙権がないため選挙人名簿に登録されないので被選挙権はない。

また、企業の再建及び、法定清算移管する1985年1月25日法第85-98号により、法定破産、個人破産、経営禁止を宣告された者は被選挙権はない。

6 一定の公職についていないこと

選挙の公正さと議員の職務執行の独立性を保証するため、一定の職についていない者であることが要請される。

(1) オンブズマン(médiateur de la République)の職についていない者（選挙法第194条の1、第340条第2項）であること

オンブズマン（市民から行政に対する苦情を受け、行政に勧告等をする者）の職にある者は被選挙権はない。ただし、オンブズマンに指名される以前から議員の職にある者は次の選挙についても被選挙権を行使できる。

(2) その他一定の公職についていない者

次に掲げる公職にある者は、その職にある間及びその後の一定期間は、その関係する選挙の被選挙権がない。ただし、次のイ、ウ、エ、カに掲げる者については選挙の期日に退職することを認められた場合は、選挙前の一定期間職務を執行したとしても被選挙権の行使が可能とされている（選挙法第195条、第196条、第197条、第340条等）。

また、その職の管轄地域と被選挙権の喪失区域との関係が問題となる。この被選挙権喪失の地域的な限界はどこまでかはその職によって様々である。一般的にいえるのは、州議会議員の選挙の場合はその職が州の全部または一部を管轄していればその管轄地域の選挙の被選挙権を喪失するということである。

ア 県地方長官等

県地方長官はその権限を行使し、または3年以内において行使した県において被選挙権がない。郡長や事務総長等については、その権限を行使し、または1年以内において行使した県においては被選挙権がない。

イ 裁判所の裁判官等

控訴裁判所、地方行政裁判所や小審裁判所等の裁判官さらには地方行政裁判所の職員等はその権限を行使し、または6ヶ月以内において行使した管轄区域内において被選挙権がない。

ウ 軍隊の士官

権限を行使し、または6ヶ月以内において行使した管轄区域内において被選挙権がない。

エ 警察実働部隊の警察官(fonctionnaires des corps actifs de police)

権限を行使し、または6カ月以内において行使した管轄区域内において被選挙権がない。
オ 獣医監察局長等、農業技官等

権限を行使し、または1年以内において行使した管轄区域内において被選挙権がない。
カ その他の特定の公務員

土木関係職員、鉱山関係職員、教育視学官等、税関係の職員、郵便局長等、タバコ製造・販売局長等、測量器具関係監察官、衛生・民生部長等、市民局長等、県議会・州議会事務局長等については権限を行使し、または6カ月以内において行使した管轄区域内において被選挙権がない。なお、特に、州議会議員の選挙については、州地方庁の事務局長等は州議会議員選挙の被選挙権がないこととされている。

7 選挙・政治資金に関する犯罪を犯し刑に処せられた者でないこと

犯罪を犯し刑に処せられた者のうち選挙権が剥奪された者はそもそも選挙人名簿に登録されない者であり、被選挙権はない。さらに、次の者も被選挙権が剥奪される。

・ 選挙に関する利益誘導罪等を犯し有罪の判決を受けた者

選挙法第106条から第109条までの規定（選挙に関する利益誘導罪、暴行・脅迫罪等）により有罪の判決を受けた者は2年間被選挙権がない（選挙法第201条）。

・ 資産報告書を提出しなかった県議会議長、選挙運動報告書を提出しなかった者等

政治資金の透明性に関する1988年3月11日法第88-227号第2条の資産報告書を提出しなかった県議会議長は1年間、選挙法第52条の12の選挙運動報告書を提出しなかった（受理されない者を含む）者は当該選挙から1年間被選挙権がない（選挙法第195条第3項、第197条）。

第3節 市町村議会議員の選挙の被選挙権の要件

市町村議会議員の被選挙権を有するためには次の要件の全てを満たすことが必要である。しかしながら、国民議会議員、上院議員はその選挙に立候補した県内のあらゆる市町村において被選挙権を有するとされる（選挙法第229条）。

1 年齢要件（選挙法第228条第1項）を満たすこと

満18歳以上である必要がある。

2 その市町村の選挙人であることまたはその市町村に直接税を納税していること（選挙法第228条第2項）

「その市町村の選挙人」という意味はその市町村の選挙人名簿に登録されていることが必要とされるということである。この者は当然に被選挙権がある。また、選挙の行われる年の1月1日に管内の市町村の直接税の名簿に登録されている者も被選挙権がある。

なお、その市町村に居住しない議員は、人口500以上の市町村では市町村議会議員の総定数の4分の1を超えてはならず、また、人口500人未満の市町村では9人の議員総定数の場合は4人を、11人の総定数の場合は5人を超えてはならないとされる（選挙法第228条第3項、第4項）。

また、居住しない議員が制限定数を超えてしまう場合、議席維持が優先的にされる者は議員の任命が早い者、得票数が多い者、年齢が多い者の順である。

3 兵役義務を果たしていること（選挙法第45条）

兵役義務を果たさなければならぬということについては州議会議員、県議会議員の選挙と全く同じである（第2節4参照）。

4 民事上の完全な能力を有すること（選挙法第230条）

保佐人に保佐されている者及び禁治産者は被選挙権がないことも州議会議員、県議会議員の選挙と同じである（第2節5参照）。

5 一定の公職についていないこと

選挙の公正さと議員の職務執行の独立性を保証するため、一定の職についていない者であることが要請される。

(1) オンブズマンの職についていない者

オンブズマンの職についていない者である必要がある（選挙法第230条の1）。これについては、州議会議員選挙、県議会議員選挙と同様である。

(2) その他一定の公職についていない者

次に掲げる公職にある者は、その職にある間及びその後の一定期間は、その関係する選挙の被選挙権がない。ただし、次のア、イ、ウ、エ、カに掲げる者については選挙の期日に退職することを認められた場合は6ヶ月の期間内に職務を執行したとしても、被選挙権の行使が可能とされる（選挙法第231条等）。

ア 地方長官等

州地方長官、県地方長官はその権限を行使し、または3年以内において行使した管轄区域内の市町村議会議員選挙において被選挙権がない。郡長や事務総長等については、その権限を行使し、または1年以内において行使した区域内の市町村議会議員選挙においては被選挙権がない。

イ 裁判所の裁判官等

控訴裁判所、地方行政裁判所や小審裁判所等の裁判官さらには地方行政裁判所の職員等はその権限を行使し、または6ヶ月以内において行使した管轄区域内の市町村議会議員選挙において被選挙権がない。

ウ 軍隊の士官

権限を行使し、または6ヶ月以内において行使した管轄区域内の市町村議会議員選挙において被選挙権がない。

エ 警察実働部隊の警察官

権限を行使し、または6ヶ月以内において行使した管轄区域内の市町村議会議員選挙において被選挙権がない。

オ 市町村の公務員

市町村から給与の支給を受けている公務員は原則としてその市町村議会議員選挙の被選

選挙権がない。ただし、いわゆるアルバイト等についてはその性格に鑑み被選挙権は剥奪されない。

カ その他の特定の職にある公務員

県地方庁の局長・課長等、県議会・州議会における事務局長・局長・課長等、道路関係局長等、市町村出納員等については権限を行使し、または6ヵ月以内において行使した管轄区域内の市町村議會議員の選挙の被選挙権がない。

6 選挙・政治資金に関する犯罪を犯し刑に処せられた者でないこと

犯罪を犯し刑に処せられた者のうち選挙権が剥奪された者は被選挙権も剥奪される（市町村法230条）。しかしながらさらに次の者は被選挙権が剥奪される（なお、これについては州議会議員選挙、県議会議員選挙の場合と同様である。）。

- ・ 選挙に関する利益誘導罪等を犯し有罪の判決を受けた者

選挙法第106条から第109条までの規定（選挙に関する利益誘導罪、暴行・脅迫罪等）により有罪の判決を受けた者は2年間被選挙権がない（選挙法第233条）。

- ・ 資産報告書を提出しなかった県議会議長、選挙運動報告書を提出しなかった者等

政治資金の透明性に関する1988年3月11日法第88-227号第2条の資産報告書を提出しなかった市長は1年間、選挙法第52条の12の選挙運動報告書を提出しなかった（受理されない者を含む）者は当該選挙から1年間被選挙権がない（選挙法第234条、第230条第4号）。

7 解職された市町村議會議員にあっては解職されてから一定期間を経過していること

市町村議會議員が職務拒否により解職された時は（市町村法第121条の23）1年間は再選されない（選挙法第235条）。

第5章 立候補(candidature)

第1節 立候補制度の意味

通常、選挙においては、当選しようとする者は立候補をし、選挙運動をして自己をアピールする。したがって、日本の国会議員、地方公共団体の長・議会の議員の選挙においては立候補制度を前提としている。フランスについて特筆されるのは、人口が少ない市町村（特に住民数が3,500人未満）については立候補制度がないということである。これは少ない人口の市町村の場合お互いに顔見知りなのであえて立候補制度は不要ということであろう。

第2節 州議会議員の選挙の立候補届出

州議会議員選挙は比例代表選挙であるので、各候補者名簿(*liste des candidats*)が立候補の届出をおこなわなければならない（選挙法第346条第1項）。前述したように、ここでは、候補者名簿を擬似的に扱っている（日本では政党等が立候補するという構成をとっている。）。以下、立候補届出の要件、登録、取り下げについて説明する。

1 立候補届出の要件

(1) 立候補届出の時期、内容

立候補は名簿の届出により行われるが、それを行うのは名簿の第1順位の候補者（または第1順位候補者から委任を受けた者）である（選挙法第347条第1項）。立候補届出は投票日に先立つ第4月曜日の正午までにされなければならない（選挙法第350条第1項）。

この立候補届出にはその選挙区（すなわち各県の区域）で選出すべき者と同数の候補者が記載されなければならないが、選出すべき者の数が5以下の中は選出すべき者の数に2を加えた数の候補者を記載することとされる（選挙法第346条第2項、第3項）。具体的な届出に当たっては候補者名簿の名称、各候補者の氏名、生年月日、出生地、住所が記載されなければならない（選挙法第347条第2項）。投票用紙に記載される候補者名簿のシンボルマークの指定の届出については任意とされる。なお、候補者は複数の名簿に記載することはできない（選挙法第348条第2項）。

(2) 供託金(*cautionnement*)の支払い

立候補届出に当たっては、あらかじめ県財務部長（*trésorier-payeur-général*：大蔵省の県単位の出先機関）に対して供託金（その選挙区の議席数に500フランをかけた金額）を支払う必要があり、その受領証が立候補届出には必要とされる（選挙法第349条第1項、第2項）。なお、有効投票の5%以上を獲得した候補者名簿に対しては供託金は返還される（選挙法第349条第3項）。

2 立候補の登録

立候補届出期間内に届出があった場合は、県地方長官はまず仮受領証を交付しなければ

ならず、その立候補届出が適法である場合（名簿の各候補者が被選挙権を有する等）には投票日に先立つ第4金曜日の正午までに県地方長官は確定受領証を交付する（選挙法第350条）。

登録を拒否する場合には理由を付さなければならないが、登録を拒否された候補者名簿は48時間以内に地方行政裁判所(tribunal administratif)に訴えることができ、当該裁判所は3日以内に決定を下すこととされ、仮にこの期間内に裁判所が決定を下さない場合は立候補は登録されることになる（選挙法第351条第1項、第3項）。なお、名簿の候補者が被選挙権を有しないあるいは重複して他の名簿に載っているという理由で名簿の登録が拒否されたときは、その拒否（裁判の時はその拒否の裁判）から48時間以内に名簿の届出の補正を行うことができる（選挙法第351条第2項）。なお、候補者名簿の補正ができるのはこのときだけであり、仮に候補者が死亡しても名簿の補充はできない。

3 立候補届出の取り下げ（立候補の辞退）

候補者名簿は名簿登載者の過半数の賛成で（名簿取り下げ書にはその署名が必要）投票日に先立つ第4土曜日の正午までの間は名簿全体を取り下げることができるが、個々の候補者の辞退は受理されない（選挙法第352条）。

第3節 県議会議員の選挙の立候補届出

1 第1回投票の立候補届出の要件

県議会議員選挙は小選挙区制で行われ、これは個人に対する投票の選挙である。第1回投票の立候補届出の要件としてはまず、被選挙権があることが必要である（前章参照）。さらに、選挙法第210条の1及び選挙法規則第109条の1、第109条の2によって立候補届出の要件が定められている。

(1) 立候補届出の時期、内容

立候補届出は県令によって定められた日までに行なわれる必要がある。届出には候補者の署名、氏名、生年月日、出生地、住所、職業（代理人による立候補は委任状が必要）が記載されなければならない。また、選挙法第194条の被選挙権の要件（選挙人名簿登録、住所等の要件）を証明する書類を添付することとされる。

(2) 供託金の支払い（選挙法第213条）

立候補届出に当たっては、一応、50フランの供託金を県財務部長等に支払うことを求められるが、これがなくとも立候補届出は受理されると解されている。なお、有効投票の5%以上の票を獲得した候補者に対しては供託金は返還される（選挙法第214条）。

2 第2回投票の立候補届出の要件

第1回投票で当選人が決定できないときは第2回投票が行われる。第2回投票が第1回投票と異なる点は、立候補の要件が絞られることである（第2回投票の立候補届出の要件の根拠条文は第1回投票の場合と同様である。）。

(1) 立候補できる者の限定

選挙人名簿登録者の10%以上の得票をした者が第2回投票に立候補できる。ただし、この条件を満たす者が一人しかいない場合は10%に満たない得票者のうち最多得票者が第2回投票に立候補できる。また、第1回投票で全ての候補者が10%未満の得票の場合は上位得票者2名が第2回投票に立候補できる。

(2) その他の要件

供託金の支払いが不要であることのほかは、第1回投票と同様である。

3 立候補の登録

選挙法第210条の1により立候補届出期間内に適法な届出があった場合は、県地方長官はその候補者の名前を登録しなければならない。第2回投票においては、原則として、選挙人名簿登録者の10%に満たない得票者は県地方庁にこの登録を拒否される。登録を拒否された候補者は24時間以内に地方行政裁判所に訴えることができ、当該裁判所は3日以内に決定を下すこととされる。仮にこの期間内に裁判所が決定を下さない場合は立候補は登録されなければならない。

4 補充立候補

立候補届出期間を過ぎた後に候補者が死亡したときは、投票日に先立つ木曜日の午後6時まで補充の立候補が認められている（選挙法規則第109条の1第3項）。

5 立候補の辞退

立候補が可能である時までは立候補の辞退は可能であり、立候補の辞退があったときは登録される（選挙法規則第109条の第2項）。

第4節 市町村議会議員の選挙の立候補

市町村議会議員の選挙の立候補は住民数3,500人以上の市町村の選挙では必要とされるが、住民数2,500人未満の市町村の選挙では法的には不要とされる（ただし、事実上は、当選を目指す者は候補者である旨を有権者に言うのが通常である。）。住民数2,500人以上3,500人未満の市町村の選挙では、立候補自体は法的には（当選人となるためには）不要であるが、選挙運動に対する公的な援助を受けるための要件としてのみ立候補が必要とされる。

したがって、ここでは住民数3,500人以上の市町村の市町村議会議員の選挙の立候補について説明することとする。

なお、候補者名簿による立候補制度を採用しているが（すなわち比例代表選挙ではあるが）、2回投票制をとっているという点が興味深い。

1 立候補届出の要件

(1) 立候補届出の時期、内容

第1回投票、第2回投票とも立候補は候補者名簿の届出により行なわれるが、それを実際に行なうのは全ての名簿登載者から署名による委任を受けた候補者名簿の責任者である（選挙法第265条第2項）。ただし、第2回投票は第1回投票において有効投票の10

%以上の得票をした候補者名簿のみが立候補できる（選挙法第264条第2項）。

立候補届出期間であるが、立候補届出は

- ①第1回投票については投票日に先立つ第2金曜日の24時までに、
- ②第2回投票については投票日に先立つ火曜日の24時までに、

県地方庁または郡庁に提出されなければならない（選挙法第267条第1項）。

この立候補届出には、候補者名簿の名称、各候補者の氏名、生年月日、出生地、住所、署名が記載されなければならず、また、候補者名簿の全候補者の委任状及び各候補者が被選挙権を有すること等を証明する書類（例えば市長による選挙人名簿登録証明書）が添付されなければならない（選挙法第265条第2項、第3項、第4項）。なお、候補者は複数の候補者名簿（同一の選挙区であろうとなかろうと）に記載されることはできない（選挙法第263条）。

(2) 第2回投票の立候補届出における名簿の修正（候補者の変更）

比例代表選挙であるのに2回投票制を採用しているので、第2回目の投票では候補者名簿の修正（候補者の変更）が可能となっている。具体的には候補者名簿の合併あるいは候補者名簿の結合ともいえることが行われる。小選挙区2回投票制におけるデシストマン（*désistement*：投票前の立候補取り下げ。政党間の協定による選挙戦術）の一種の応用ともいいうべきものであろう。

具体的には、有効投票の5%以上を獲得している候補者名簿であって第2回投票に参加しない候補者名簿の候補者については、第2回投票に参加する他の候補者名簿の候補者になれるというものである。当然、新規の候補者が参入する候補者名簿についてはその当選順位も変更可能となる。逆に、第2回投票に参加する候補者名簿の候補者は第2回投票においては、他の候補者名簿に登録されることができず、第1回と同じ候補者名簿に登録されることができるだけである。どの候補者名簿に候補者が参加するかは、その候補者が属していた候補者名簿の責任者が県地方庁または郡庁に通知して行う（選挙法第264条）。

2 立候補届出の登録（立候補届出受領証の交付）

立候補届出期間内に届出があった場合は、複数の候補者名簿に登録されていないなどの条件を満たす限りまず仮受領証を交付され、その立候補届出が適法である場合（候補者に被選挙権がある等）には登録される（受領証が交付される：選挙法第265条第1項、第6項）。

立候補届出の登録（受領証の交付）を拒否された場合は関係する候補者名簿の候補者は24時間以内に地方行政裁判所に訴えることができ、当該裁判所は3日以内に決定を下すこととされ、仮にこの期間内に裁判所が決定を下さない場合は登録されることになる（受領証は交付される：選挙法第265条第7項、第8項）。なお、候補者名簿の候補者が、被選挙権がないあるいは重複して他の候補者名簿に載っているという理由でその名簿の登録が拒否されたときについての候補者名簿の補正措置（有効に候補者名簿に登載される者との差し替え）は定められていない（選挙法第266条）。

3 立候補届出の取り下げ（立候補の辞退）

候補者名簿は名簿登載者の過半数の賛成で（名簿取り下げ書にはその署名が必要）立候補届出が可能な期間、すなわち

①第1回投票については投票日に先立つ第2金曜日の24時までに、

②第2回投票については投票日に先立つ火曜日の24時までに

候補者名簿の取り下げができる（選挙法第267条第3項）。

4 供託金の支払い

2,500人以上の市町村の市町村議会議員の選挙については、各候補者名簿は候補者一人について5フランの割合で計算した供託金を県財務部長または市町村収入役(*receveur municipal*)に納めなければならず、有効投票の5%以上の得票をした候補者名簿はこの供託金を返還されることになる（選挙法第244条）。ただし、この違反があったとしてもその候補者名簿の選挙は無効とはならない。

第6章 兼職禁止(incompatibilité)

第1節 兼職禁止の意味

当選して議員の身分を有する場合には、その議員の職務と両立し得ない職がある。これを兼職禁止の職という。こうした意味では、これは、議員の身分規定であり、選挙とは直接の関係はないことになる。しかしながら、当選した者については、その議員の身分を優先するのか、他の職を優先するのかということが問題となるので、選挙法ではその手続きを規定しているものである。したがって兼職禁止は立候補制度とは直接の関係がないことになる。

また、兼職禁止については憲法第34条で法律事項とされており、法律の解釈上それを拡大することはできない厳格なものとされている。

第2節 州議会議員、県議会議員、市町村議会議員に共通の兼職禁止

州議会議員、県議会議員、市町村議会議員に共通しての兼職禁止が定められている。なお、この場合、兼職禁止については絶対的にその職との兼職が禁止される場合と相対的に、つまり一定量以上の兼職が禁止されるという兼職の量的制限がある。

1 兼職の絶対的制限

次に掲げる者は兼職が絶対的に禁止される。

- ・職業軍人、軍医・軍主計官等で現に職に従事している者（選挙法第46条）
- ・県地方長官・郡長、地方庁の事務局長（選挙法第206条、第237条第1項第1号、第342条）
- ・一定の警察官

州議会議員、県議会議員については警察実働部隊(*corps actifs de police*)の警察官のみが兼職禁止の対象となる（選挙法第206条、第342条）が、市町村議会議員の場合は公安警察(*officier de paix*)に属する警察実働部隊の警察官、警備隊(*corps de commandant*)に属する警察官、捜査官(*inspecteurs de police*)、警視(*commissaires de police*)が兼職禁止の対象となる（選挙法第237条第1項第2号）。

- ・同じカテゴリーの議会の議員

いかなる者も同じカテゴリーの議会の複数の議員となることはできないとされる。すなわち、州議会議員は1の州議会議員にしかなれず、県議会議員は1の県議会議員にしかなれず、市町村議会議員は1の市町村議会議員にしかなれない（選挙法第208条、第238条、第345条）。

2 兼職の量的制限

次の①から⑦の職については相互に2つまでは兼職可能だが、3つ以上は兼職することができない（選挙法第46条の1第1項、第141条）。

- ①欧州議会議員

- ②州議会議員
- ③県議会議員
- ④パリ市議会議員（パリ市は県の機能も有しているので）
- ⑤2万人以上の市町村（パリ市を除く）の市町村長
- ⑥10万人以上の市町村（パリ市を除く）の助役
- ⑦国民議会議員（下院議員）

第3節 州議会議員、県議会議員、市町村議会議員の兼職禁止特例

州議会議員、県議会議員、市町村議会議員にはそれぞれ独自の兼職禁止規定がある。

1 州議会議員に固有の兼職禁止

州議会議員は、州から給与支給を受ける者、州の業務の請負業者、州の公施設法人(*établissement public*)から給与支給を受ける者等との兼職を禁止される（選挙法第343条）。

2 県議会議員に固有の兼職禁止

県議会議員は、当該の県における土木関係職員、県から給与支給を受ける者、県の病院長等との兼職を禁止される（選挙法第207条第1項）。

3 市町村議会議員に固有の兼職禁止

市町村議会議員は市の病院長等との兼職を禁止される（選挙法第237条第1項第3号）。

第4節 兼職禁止の職にある者が議員に当選した場合の効果等

原則として、兼職禁止の職にある者が議員になった場合には、所定の期間内に、その者はどちらの職を選択するかを決定し申告しなければならないこととされ、所定の期間内に申告がなされない場合には議員を辞したものとみなされる（選挙法第237条第2項、第344条第1項）。

第5節 議員に当選した者が当選後兼職禁止の職についての効果等

議員に当選した者が、当選後、兼職禁止の職についての効果・手続きについては、州議会議員の場合は選択権が認められ（選挙法第344条第2項）、県議会議員、市町村議会議員の場合は議員の職を失うこととなる（選挙法第210条、第239条第1項）。

第7章 選挙原因からみた選挙の種類と選挙期日

この章では、選挙原因からみた選挙の種類と選挙期日（いわゆる投票日）について説明する。

第1節 選挙原因からみた選挙の種類

選挙原因からみた選挙の種類としては、議員の任期終了による選挙とそれ以外の事由による選挙がある。

1 議員の任期満了による選挙

議員の任期満了による選挙は、改選されるべき議員の全てについて選挙が行われる。ちなみに州議会議員と市町村議会議員の任期は6年であり、議員定数の全部が改選される。県議会議員も任期は6年であるが議員定数の半分が改選されることとされている（ただし、1994年の選挙のみ任期4年で行われ、1998年には半数改選ではなく、議員全員の改選が行われることとされた。しかし、さらに選挙法の改正があり、再度、県議会議員は半数改選制とされたので、1994年に選出された議員の任期は2001年までの7年間となった。）。

2 議員の任期満了以外の事由による選挙

議員の任期満了以外の選挙としては選挙の無効が確定したときの選挙や議会の解散などによる選挙がある。ここでは議員が欠けたことによる選挙を説明する。

(1) 州議会議員選挙の場合

名簿式の比例代表選挙なので、議員が欠けた場合には次順位の者が繰り上げ当選になる。しかしながら、例えば名簿の候補者が全て当選人になったときには、仮に欠員がでても名簿からの補充ができない。その場合にはその議席は欠員となる。そして、議員の死亡による欠員がその県において選出される議員数の3分の1に達したら、その死亡により3分の1に達した日から3ヶ月以内にその県の州議会議員の全員について改選が行われる（選挙法第360条第4項）。

(2) 県議会議員選挙の場合

議員の死亡、辞職、被選挙権の喪失や兼職禁止などによる失職等により議席に欠員が生じたときは欠員が生じたときから3ヶ月以内に補欠選挙(*élection partielle*)を行うこととされるが、その欠員が生じたときから3ヶ月以内に任期満了による選挙が行われる場合は、その欠員補充のための選挙は任期満了による選挙と同時に行われる（選挙法第221条）。

(3) 市町村議会議員選挙の場合

議員の死亡、辞職、解職などにより議席に欠員が生じた時（3500人以上の市町村は比例代表選挙なので上述(1)と同様に候補者名簿からまず欠員は補充されるがそれでも補充できない場合）は、その欠員が3分の1に達するときは最後に欠員が生じた日から2ヶ月以内に全員の選挙が行われるが、市町村議会議員の全員改選の前1年間は欠員が2分の1

に達する場合を除き選挙の執行は義務ではないとされる（選挙法第258条、第270条。なお、市町村が選挙区に区分されているときは1の選挙区が議員の半数を失った場合には必ず、その選挙区で選挙を行うこととされる（選挙法第258条第3項）。）。なお、市町村長を選出するために市町村議会議員を補充するための選挙の特例がある（選挙法第270条第2項第2号）。

第2節 選挙期日

どの選挙がいつ行われるか、つまり選挙の種類とその選挙期日（投票日）は重大な関心事である。日本においてはそれは選挙期日の公示・告示という形で公にされる。フランスの地方選挙においてはそれは選挙の種類によって異なる。すなわち、州議会議員選挙、県議会議員選挙については、選挙人の召喚(convocation)という形で公表される。また、市町村議会議員選挙については任期満了による選挙の場合、統一して行われることとされ、閣議(*conseil des ministres*)によるデクレにより選挙期日が決定される。さらに、重ねて、選挙人の召喚という形で市町村選挙の選挙期日が公表される（なお、補欠選挙の場合は選挙人の召喚という形でしか選挙期日は公表されない。）。

1 州議会議員選挙の選挙期日

州議会議員選挙の選挙期日については、選挙期日の5週間前までにデクレ(*décret*)によって選挙人を選挙期日に召喚するという形式で公表される（選挙法第357条）。投票は日曜に行われる所以、遅くとも投票日前の第6土曜日にはデクレが公表されなければならない。

2 県議会議員選挙の選挙期日

県議会議員選挙の選挙期日については、選挙期日の15日前までにデクレによって選挙人を選挙期日に召喚するという形で公表される（選挙法第218条、第220条）。なお議員が欠けたことによる選挙の場合はデクレによる公表ではなく、県令(*arrêté préfectoral*)による公表という形式をとる（選挙法第219条）。

3 市町村議会議員選挙の選挙期日

任期満了による市町村議会議員の選挙期日については、任期満了の年の3月に行われることとされ、その日は3カ月前に閣議によるデクレで決定される（選挙法第227条）。しかしながら、この統一市町村選挙の行われる1995年は大統領選挙が行われる年であるので、大統領選の障害とならないように特例法（1994年7月15日法（第94-590号））により3月ではなく6月に、つまり大統領選挙の後に統一市町村選挙が行われることとされた。任期は2001年の3月までである。そして、1995年2月1日に開かれた閣議により選挙期日は6月11日（日）と18日（日）に決定された。この選択に当たっては6月5日（月）が聖靈降臨節の翌日の月曜日ということで祭日となっていること（つまり連休になること）、また、7月はバカンスに入ってしまうことが考慮されたも

のとされる。

また、任期満了による市町村議会議員の選挙は県地方長官の命令(*arrêté de préfet*)により、それ以外の選挙は郡長(*sous-préfet*)の命令により、選挙人を選挙期日に召喚する。この命令は選挙期日の15日前にその市町村で公表される。当然のことながら、任期満了による市町村統一選挙の選挙期日はデクレによってあらかじめ定められているので、県地方長官はその日に選挙人を召喚することになる。

6月に選挙が行われる場合には3月1日から投票日までの間は)、新聞・雑誌で商業宣伝を選挙宣伝の目的で利用することは禁止される(選挙法第52条の1第1項)。

③候補者によって新聞・雑誌が利用される場合はそれは選挙運動費用に含まれる。

5 テレビ・ラジオ

(1) 公共性による規制の違い

テレビ・ラジオは公共放送(フランス2、3、ラジオフランス)と準公共放送(公共放送から民間放送に移管されたもの。TF1)さらには民間放送の3種類に区分される。それぞれの区分に応じて規制が異なる。

ア 公共放送(フランス2、3、ラジオフランス)

放送は客観的かつ中立的である必要がある。特に選挙期間中はこの要請を厳しく守る必要がある。この義務に違反すると一般的には選挙無効につながる。

イ 準公共放送(TF1)

アほどの厳しい規制ではないが、番組編成の際「正直さ(情報に誘導操作を加えないこと)と情報の多様性」が要求される。

ウ 民間放送(その他のテレビ局・ラジオ局)

一般的にア、イのような義務はない。ただし、市町村の事務所の中に設立され、市町村の公債によって財政をまかなっているラジオ局が、市町村議会議員選挙で、ある候補者名簿の選挙運動を行ったときは選挙無効になると解された例がある。

(2) 番組編成の自由

テレビ・ラジオとも番組編成の自由はある。しかしながら、訴訟係属中の候補者の反論権や中傷された場合の軽罪裁判所(tribunal correctionnel)への候補者の訴えは当然保障される。

(3) 商業宣伝の利用の禁止

選挙の行われる月の第1日の前の3カ月間及び当該選挙の投票日までの間は、テレビ・ラジオで商業宣伝を選挙宣伝の目的で利用することは禁止される(選挙法第52条の1第1項)。

6 スピーカー、自動車

スピーカー及び自動車の使用についての規制はない。実際には、スピーカーを使用する者はほとんどいない。これについては、フランス人は騒音を嫌うのでそもそもそのような選挙運動は考えられないということであろう。確かに日本で見られるような商店街の大売り出しを宣伝カーのスピーカーで宣伝するという風景はパリでは見かけられない。

7 選挙についての世論調査の公表等の禁止

選挙についての世論調査の公表等の禁止は選挙法ではなく、1977年7月19日法で定められている。この法律の内容であるが、世論調査の公表、配布の禁止期間は投票日以前の1週間及び開票期間であるとされる。さらに、この法律では世論調査の公表等に当たっては世論調査をした期間、世論調査の依頼者、回答者の数、質問が行われた日が記載さ

れていなければならないとされる。また、公表に当たっては、調査の目的、調査対象者の決定方法、各質問についての回答率等を付して調査委員会(Commission des sondages)に申し立てをしなければならない。なお、違反者には罰金刑が課せられる。

8 電話

候補者、候補者名簿は選挙の行われる月の第1日の前の3カ月間及び当該選挙の投票日までの間、無料電話（候補者、候補者名簿の政見等を吹き込んだ留守番電話）等の番号を公衆に知らせてはならない（選挙法第50条の1）。また、同様に、いかなる者であろうと候補者・候補者名簿のために無料電話等の番号を公衆に知らせてはいけない。違反者には禁固または罰金刑が課せられる。この規制以外での電話等による選挙運動は許されるものである。

9 ファックス

ファックスは禁止されていない（ただし、1989年12月31日法等が適用される。すなわち、ファックスは自由だが、ファックスを受けたくない人がいることから、電話番号を公にしない者のリストを基に作られたリストに登載されている者にはファックスは送ってはならないこととされる。）。

10 その他禁止される選挙運動

その他選挙運動の方法に関する規制はない。したがって、戸別訪問も自由に行える（ただし、フランスの一般家庭を訪問する場合には当然アポイントメントを取る必要があるので伝統的な選挙運動の方法ではないとされる。）。しかしながら、選挙人の自由な意思をねじ曲げてしまう、あるいは不正な影響を与えるような選挙運動は禁止される。具体的には投票に影響を及ぼすため、選挙人に対して、金銭、物品等の利益を供与するあるいは供与の約束をする者等については禁固及び罰金が課せられる（選挙法第106条）。また、投票に影響を及ぼすため、選挙人に対して暴行、脅迫等をする者も禁固及び罰金が課せられる（選挙法第107条）。

第3節 選挙運動収支に関する規制

選挙運動の収支に関する規制は選挙法第52条の4から第52条の18までに規定されている。これは、1990年1月15日法（選挙運動費用の制限及び政治資金の浄化に関する法律）により追加されたものである。当然、選挙運動費用の透明性、腐敗行為の防止のための規定である。

1 規制の対象となる選挙

州議会議員選挙、県議会議員選挙、市町村議会議員選挙が規制の対象となる。

2 規制される期間

選挙の行われる月の第1日の前1年間及びその選挙の投票日までの間の収支に関して規制がなされる（選挙法第52条の4第1項）。

3 選挙運動支出の規制

(1) 選挙運動支出の上限額

候補者または候補者名簿のために支出される選挙運動費用の上限額は次の表のとおりである（選挙法第52条の11第2項）。

選挙区の人口区分	住民一人当たりの選挙費用の上限（単位フラン）			
	市町村議会議員選挙		県議会 議員選挙	州議会 議員選挙
	第1回投票	第2回投票		
15,000人以下	8	11	4.2	3.5
15,001人以上30,000人以下	7	10	3.5	3.5
30,001人以上60,000人以下	6	8	2.8	3.5
60,001人以上100,000人以下	5.5	7.5	2	3.5
100,001人以上150,000人以下	5	7	—	3.5
150,001人以上250,000人以下	4.5	5.5	—	2
250,001人以上	3.5	5	—	1.5

ただし、この支出額は国立統計経済研究所（INSEE）の生計費指数に応じて、デクレによって3年ごとに改訂される（選挙法第52条の11第5項）。

(2) 選挙運動支出としてカウントされるもの

規制される期間中に候補者・候補者名簿が自分自身で支出したもの及び候補者・候補者名簿のためにした支出が選挙運動に関する支出としてカウントされるが、選挙公営の費用（例えば投票用紙の紙代、印刷代等）についてはカウントされない（選挙法第52条の11第1項）。少なくともこの支出にカウントされないものとしては次のものがある。

- ・取得したものについて選挙終了後の残存価格（換金価値）
- ・供託金
- ・選挙運動収支報告に必要な経費

この選挙運動支出に含まれるかどうかは次の(3)で述べる支出超過の制裁が厳しいので大きな問題となる。現に下院議員の選挙において当選を失った者がいる。

(3) 選挙運動の支出上限額を超えた場合の制裁

選挙運動の支出上限額を超えた場合には選挙法第113条の1I第1項第3号及び第117条により、罰金刑または禁固刑に処せられ、選挙権・被選挙権が剥奪されることになる。したがって、議員はその身分を失うことになる。

4 選挙運動の収入の規制（寄付の規制）

選挙運動の収入の規制としてあるのは寄付の規制である。以下いろいろな寄付に関する規制があるが、この規制に違反した寄付を受けたり、その受領を承諾したりすると禁固または罰金刑に処せられる（選挙法第113条の1）。

(1) 寄付者の寄付額の制限

正式に身元の確認されたものから一の候補者または同一の選挙における複数の候補者に対する選挙運動に関する寄付は次の制限に従うこととされる(選挙法第52条の8第1項)。

- ・自然人からの寄付の場合は3万フランを超えてはならない
- ・法人(政党、政治団体を除く)からの寄付は禁止

(2) 寄付方法に関する規制

1,000フランを超える寄付はすべて小切手によって支払われなければならない(選挙法第52条の8第2項)。

(3) 寄付の受領の規制

寄付の総額はその法定上限額が10万フラン以上の場合には、その法定上限額の20%を超えて寄付を受領してはならない(選挙法第52条の8第4項)。また、外国政府及び外国法に基づく法人から寄付(この場合には物質的な援助を含む)を受けてはならない(選挙法第52条の8第6項)。

5 選挙運動収支取扱者の限定

選挙の行われる月の第1日の前1年間及びその選挙の投票日までの間は、収支の取り扱いに関して規制がなされる。すなわち、候補者から収支の取り扱いを切り離し、特定の者に収支を取り扱わせようというものである。(選挙法第52条の4第1項)。具体的には、候補者が特に指定した会計代理人(*mandataire financier*)または選挙会計団体(*association de financement électoral*)のみが候補者の代わりに収入し、支出することができる(選挙法第52条の4第1項、第2項)。なお、例外的に、臨時の保証金、政党・政治団体の負担を引き受けた場合の支出については候補者が支出することもできるとされている。

候補者は、会計代理人または選挙会計団体を県地方庁に届け出ることとされ、また、会計の透明性を高めるため、1の銀行口座(郵便局の口座でも可)で収支を管理することとされるなどいろいろな規制が設けられている(選挙法第52条の5、第52条の6)。

6 選挙運動収支報告書

候補者または候補者名簿は選挙運動に関する収支を記載した選挙運動収支報告書を投票日後2カ月以内に県地方庁に添付資料をつけて報告しなければならない(選挙法第52条の12第1項から第3項)。なお、名簿登載以前の候補者の個別の活動に要した費用がどの候補者名簿に帰属するかであるが、候補者名簿が第1回投票の前に作成されたときにはその名簿のためになされたものとして計算する等の調整規定がある(選挙法第52条の13)。これらの規定に違反する場合は禁固刑または罰金刑に処せられる(選挙法第113条の1I第4項)。

この選挙運動収支報告書は「選挙運動収支及び政治資金に関する全国委員会」(*commission nationale des comptes de campagne et des financements politiques*)に送付され、同委員会は簡単な形式でその報告書を公表する(選挙法第52条の12第4項、第5項)。なお、この委員会の構成及び任務については選挙法第52

条の14、第52条の15、第52条の17、第52条の18で細かく規定されている。